

農業協同組合の地域組合化に についての検討(1)

豊田 八 宏

はじめに

第1章 地域組合の考え方と経過

第2章 農協理論の展開と視点の設定

第3章 農協運動と地域組合の検討

——『農協運動の課題と方向』批判——

第4章 土地持ち労働者と准組合員の構造的な問題

——『地域農業構造の変貌と農協』批判——

第5章 要約と論点のまとめ

はじめに

戦後の日本において、農業協同組合はさまざまな評価を与えられている。概略的に言えば、理論と現象の乖離があまりにも大きいことに起因するといえよう。それゆえ、現実の農協の動向を軸にしなが、農協をその経済的・社会的環境の中で、位置づけ、将来の方向づけをする努力がさし迫った課題として惹起している。

ところが、農業協同組合を地域組合化の方向に再編成させる見解が農協組織内で浸透しつつある。そこでこの小稿はその経済学的妥当性を検討するための準備的段階として、その論点整理を試みたものである。

つまり、第1章ではそのような地域組合化の見解が世に表われた経過を追いながら、その見解の背景を考察した。そのうえで、地域組合をめぐる論議を整理して、その限界を指摘した。なお、第3・4章でそれらの論議を発展させる方向性をもった、最近の二つの見解について検討することとした。

第2章では地域組合化の考え方は、単に都市化地帯の 〆即効性のある対症

療法⁴というだけではなく、農協の制度全般を揺がし、農協組織の再編成をめざすものであるという見解が、農協の役職員の中に普遍化し、実践されつつあると言ってよい。従って、農協理論の展開を、資本機能、組織体としての性格、民主化の理論に限定して跡づけ、その上で視点を整理してみる。

第3章と第4章は上述のように、地域組合について述べた2つの見解を批判的に検討した。

最後に、第5章で要約と論点の整理を試みた。

第1章 地域組合の考え方と経過

〔1〕高度経済成長以降の日本農業をめぐる状況は激しく変化し、農村部の都市化、農家・非農家の混住社会化といわれる現象が急速に進展し、そのことが、農協の組織的性格をも変質させようとしている。すなわち、組合員の脱農化と准組合員の増加が従来より激しく進んだことである。それにつれて員外利用が問題化してきた。それと共に農協事業の重点が生活資材購買事業、共済事業、信用事業により一層傾斜するようになったことである。これらの傾向は都市近郊や、「地域開発」によって急速にベッドタウン化した地域をその区域とする農協を基点として、全国の農協に普遍化している。従って、農協としての何らかの対応が必要とされるなかで、主として農協系統内部から新しい農協の将来方向として提起されてきた。すなわち、農業、農協をめぐる諸状況の変化につれて、農協の経営は危機的な状況となった。そのため、農協系統組織内部から危機打開の方策がとられる。そのなかで、組織の再編成を射程に入れた「理念」、もしくは組織的性格の変質を狙ったものとして「地域組合」があるといえよう。

この地域組合化の考え方は、農協内部からの「自主的な装い⁴」をもった経営の危機打開策であるところに第一の特徴がある。第二にその考え方の範囲は組織的性格の変質を狙ったものとして、戦後、農協の屋体骨を急速に、大きく揺がす構想である。さらに、第三に「日本農業全体に普遍的に妥当し」、「必然的な農協組織論」として提起されているところに「農協問題の現段階的な性

格」¹⁾をもっている。

そこで、地域組合が提起された経過を追ってみよう。最初に表面化したのは昭和39年の第10回全国農協大会における「農協運動の刷新強化に関する決議」によってであり、そのなかで「地域ならびに組合員の実態に即し、生活活動を強化する」ことを掲げた。その後、農協法改正の自主的検討を中心とした全国農協中央会の「農協法改正に関する意見」(41年9月)のなかでは、農協の目的と性格に関連して「本質的には、農協が農民主体の協同組織であることを再確認し、併せて、地域協同体としての機能を発揮できるよう措置する」ことを主張した。つまり、この意見の最大の特徴は既に種々の議論があったのをふまえて、農協の組織主体は農民であることを再確認し、非農業者を大量に農協組織にとり入れて准組合員としたり、そのことで組織原則そのものまで変えるのではないことを明らかにした。そして、全国すべての農協に普遍化するものと予測しながらも、一応、機能に限定して地域組合化の方向を打ちだしたわけで、それは当然、組織としての地域組合化に結びつく可能性を大きく秘めたものであることはいうまでもない。

ところで、この地域組合化の考え方は、昭和30年代に入ってもなく、農協内部で問題にされていた。しかし、もっぱら都市近郊農協に特有なものとなされ、法制上、都市近郊農協の特例化を望む形をとっていた(特に、員外利用、准組合員の制限緩和)。

その後、上述の第10回農協大会を契機にして、全国的に、全地域的にすべての農協にかかわるものとして提起されたところに重要な意義がある。

45年10月に開かれた第12回農協大会での決議の一つ「農村生活の課題と農協の対策——生活基本構想——」の中に、新しい農協の将来方向として、地域組合が一層明確に提示された。そして、この「生活基本構想」とともにいわゆる「農業基本構想」(42年、第11回農協大会で決定された「日本農業の課題と対応」)をうけて、両構想に示された課題が「総合3カ年計画」(第1次46~48年、第2次49~51年)を通じて実践にうつされるという位置づけが与えられた

1) 大田原高昭「農協をめぐる理論的諸問題」『農業協同組合』(1978年1月)。なお小稿作成にあたって観点や文献を部分的に参照させていただいた。

のである。

それ以降、今日に至っても、地域組合化という「組織理念」が農協運動の伏線となり、実際に農協系統組織の事業を推進する指針となっていることは否定できない。

このように、農協の地域組合化の方向は法制上、あるいは協同組合原則などの明文化はないにしても、また、未だ、明確な組織再編成はないにしても、少くとも、農協系統組織内においては現実的な運動指針となっているのである。そこで、運動指針、または「組織理念」としての妥当性を明確にし、農協の真の将来方向を追求することは緊急性をもった課題といえよう。

(2) ところで、農協系統組織内部から地域組合化の方向が「組織理念」として提起されて後、いくつかの議論が提起された。ここで、その議論をふり返りながら、小稿の課題を明らかにしておきたい²⁾。

論争の発端は佐伯尚美氏の「地域組合化論を批判する」³⁾という論稿であり、これより地域組合化論の批判が展開されたが、これに対し、いくつかの批判論文が出されることになる。すなわち、荷見武敏「農村の変貌にともなう農協の性格変化——佐伯尚美氏の『地域組合化批判』に対する若干のコメント」⁴⁾、平井仁「共済事業と地域協同組合論」⁵⁾、鈴木博「都市農協問題と『地域』協同組合論——『地域組合論』批判の検討を中心に——」⁶⁾などである。

そして、鈴木博氏の論稿に対して、佐伯氏が「『地域組合論』の課題とはなにか——鈴木氏の批判に答える——」⁷⁾によって反批判し、これらの論争に対して三輪昌男氏が、地域協同組合論をめぐって——実態をふまえ、農協の自主

2) 以下にとり上げる諸論文、論争の内容については次の論稿を参照した。

①三輪昌男稿「農協の組織問題」『日本農業年報第XXII集』第2章(1973年)

②今村奈良臣・伊藤喜雄共著「地域農業構造の変貌と農協」(1977年)

3) 『地上』昭和46年2月号、その後同氏著『新しい農協論』(1972年)に収録

4) 『全共連季報』16号所収

5) 『保険学会雑誌』第455号所収

6) 『農林金融』昭和48年8月号所収

7) 同上、昭和49年2月号所収

性の尊重を——」⁸⁾、および「農協の組織問題」⁹⁾の2論稿で両者の論点を整理しつつ、若干のコメントを加えている。

論争の経過はこのようなものであるが、その内容について、若干紹介しておきたい。まず、論争の発端となった佐伯氏は、農協の地域組合化の方向を否定し、職能組合化の方向をとるべきだと従来からの自らの主張を繰返した。特に、都市農協について、准組合員比率が著しく高く、農業活動の比重を低くしてきていることから、准組合員制度を含めて都市農協については特別の措置を講じる必要性を説き、新しい農協の組織形態論を提起した。

これに対し、鈴木氏は「地域協同組合」化の方向が農協運動の積極的展開のために必要であるとの肯定的立場から批判している。

ところで、三輪氏は論争のまとめとして、次の3つの論点を提起している。これらは次章に述べるこの小稿の視点と重要な関連をもっているので、若干の検討を加えながら紹介することとしたい。第一に、「農協の正組合員のなかに、非農業的な協同組合活動にもっぱら関心をよせる層が、一般に広く形づくられてきて」おり、そのような活動は「非農業者を広範にふくむ形で展開される可能性を十分にもっている」し、「そのような協同組合活動の必要はけっして否定されるべきでない」¹⁰⁾という点である。しかも、地域組合化に批判的な見解においては、「農協がおしすすめるのと、農協とは別の協同組合が担当するのといずれが妥当であるか」(傍点は筆者)は検討を要するが、「結果においてそのような協同組合活動の必要を否定する形になって」おり、この問題を「どう考えるかについての見解が提示されなければ批判は現実的な意味をもちえない」¹¹⁾と述べている。

しかしながら、問題の性格づけをめぐる、理解が不十分である。「非農業的な協同組合活動」の具体的な内容は確定されていない点は、一応不問にするとしても、基本的には、そのような「協同組合活動」については、その歴史的

8) 同上、昭和49年3月号所収

9) 前掲『日本農業年報』

10) 同上、p.66~67

11) 同上、p.67

変化と社会経済的役割からまず、解明される必要がある。すなわち、一般的に言えば、戦後の日本資本主義の発展過程のなかで、農業政策の展開、生活資材や生産資材などを中心とした農村市場の展開、あるいは「地域開発」との関連をもって、「協同組合活動」の歴史的变化、役割、位置づけが検討されねばならない。そのことはもちろん、第三の論点として、すぐ後に述べるように、正組合員たる農家の経済的性格とその歴史的变化をも明らかにすることと結合されねばならない。

しかしながら、そのような検討を加えるなら、既に、前述した諸見解にあるように、農協が担当しなければならない必然性も、もはやない。そして、単なる「多数決原理」で律する事柄ではない。

第二の論点として、「批判的見解の立場からみれば「農協の地域組合化の実態のなかには、協同組合の本来あるべき姿からはなれた経営主義とそれにもとづく事業量拡大主義の気配が濃厚に感じられるし、また農業活動がおろそかにされる事実がかなり一般的に否みがたく看取される。そして、地域組合化に肯定的な見解にたいしては、そうした農協の姿勢あるいは事実をカムフラージュする弁護論という疑惑がなげかけられている」¹¹⁾ という点である。この点はより一層深められるべき課題である。つまり、戦後、農協の展開は平坦な道ではなく、何度かの経営危機を迎え、それに対処する過程で一層の行政依存＝下請機関化を強める方向での経営「合理化」路線が明確化した。このことは農協の流通機能が、農協をめぐる流通構造の変化、すなわち、商業資本の機能、構造、さらにその形態変化によって、大きく影響され、対応させられてきた。しかし、先にみたように、農協系統組織を挙げて、積極的に対決するのではなく、全く主体性を喪失し、受身の対応でしかなかったのである。農協の地域組合化の考え方も、その延長線上にあって、組合員である農家の経営安定よりも農協そのものの経営安定を優先的に追求する経営「合理化」路線であり、協同組合運動の原則からも大きく逸脱する方向といわざるをえない。したがって、組合員農家の農協ばなれを一層激しくする危険性も持っている。それも、農業

11) 同上、p.67

面の事業活動を採算性から徐々に縮小していることと、決して無関係ではない。そして、今日、都市部に存在する農協に限らず、全国の農協において経営「合理化」は農協労働者に矛盾を集中させ、単なる労働強化に留まらず、休日、深夜にわたる労働を強いるものとなっている。

第三に、以上のように論点を整理したうえで、三輪氏は私見として、「農協が、正組合員の関心の変化に応じて非農業的活動に取組むのは、かれらによって組織されたものである以上、当然である。そして、正組合員による非農業的協同組合活動に、非農業者が共通の関心をよせ参加してくるのはまた当然であり、けっして拒むべきことではない」¹²⁾。という見解を表明している。つまり、正組合員が協同組合活動の内容を自ら意志決定したのであれば是とする考え方である。同時に、活動の展開に際して一定の制限を受けている。すなわち、正組合員による活動の展開をぬきに、農協が一挙に非農業者の直接的な組織化にのり出すのは、組合員とはなれた組合の独走、経営主義のあらわれであり、問題である¹²⁾ というものである。しかしながら、何故、正組合員が「非農業的活動」に関心をもち、農協に期待するのかという点こそ「問題」である。つまり、正組合員たる農家の経済的性性格とその歴史的变化が明らかにされなければならない。しかしながら、今日、組合員たる農家の諸階層は複雑な動向を示し、その反映として実に多様な要求と期待を農協に寄せている。従って、その多様な要求を集約し、農協運動に重点的に現実化する仕組み、つまり民主的な運営体制がとりわけ重要になっている。三輪氏の先の引用に関しても、組合員の要求がどのように集約されるのか、そして、どのように意志決定されるかという点が何ら述べられていない。現実には、組合員の意見が歪曲され、経営「合理化」が強行されているのである。これは極めて実践的課題でもあるが、地域組合化をめぐる論議のなかで、この課題に応える姿勢が極めて弱いといわざるをえない。

以上の三輪氏の指摘する論点は、従来から諸論者の農協理論で絶えず追求されてきたといっても過言ではない。しかし、現在、なお理論的に整理されない

12) 同上、p.68

ままである。

〔3〕しかしながら、論争は終了したわけではない。前述したように、農業および農協をめぐる状況に大きな変化がない限り、地域組合化の方向はつねに現実性を帯びたものとなっている。従って、その議論も尽きない。そこで、ここに紹介した三輪氏のコメント以降に提起された見解として、次の2つの論文に注目してみたい。

1つは、今日における農協問題を広汎に、かつ本格的に取組んだ研究として高い評価が与えられている『現代農業協同組合論』¹³⁾は、その第3巻『農協運動の課題を方向』において、「農協運動の新しい展開方向」として、職能組合ではなく、「農業者を中核的組織構成員としながらも、土地持ち労働者の農民をも含み、さらに准組合員という形で地域住民をも包含する(広域)総合農協の形」をとり、それも過渡的なものであって、「農協法の枠の中にとどまらず協同組合制度全体」の「制度の改正が必要」であると主張している¹⁴⁾。

2つめは今村奈良臣・伊藤喜雄著『地域農業構造の変貌と農協』である。ここでは実証をふまえて「農民層分解の動態にてらして農協の組織は地域組合化の原則にたちつつも農業活動を促進するかたち」¹⁵⁾での農協再編を主張したもので、現状肯定的な見解である。しかも、重要なことは、今村・伊藤氏にあっては、当初(昭和30年代)主として都市近郊地帯における准組合員増加への現実的対応として発生した地域組合化の方向が「二極分化論」と結びつき、さらに、「資産保有志向的土地持ち労働者」の広汎な発生によって、全国的に、必然的な農協組織論として提起されたと主張していることである。しかも、両氏によれば、今日、政策的重点となっている農地所有の「適正化」、流動化を推進する主体としての役割をもつものとして地域組合化が構想されているのである。

13) 桑原正信監修、農業開発研修センター編『現代農業協同組合論』全3巻(1974年)

14) 同上、第3巻p.82、84

15) 今村・伊藤著前掲書p.14

第2章 農協理論の展開と視点の設定

[1] 小稿の主たる目的は、地域組合化の方向が農協の組織上の特質からみて妥当か否かを検討することにあるが、そのために、上述の2論稿を検討するに当たり、その視点を明確にする必要がある。そこで、予め、この章では協同組合および農協理論の展開をふまえて整理しておきたい¹⁾。

(1) 第一に近藤康男氏が明らかにした協同組合研究の科学的方法を尊重せねばならない²⁾。すなわち、協同組合は資本主義発展の中で必然化するものという基本的認識に立って、協同組合を「資本主義の下の経済的弱小者の相互扶助組織³⁾」と定義した。そして、客観的には「商業資本の特殊な企業形態の一つ」であるが故に、流通過程にあって「商業資本と流通費用を節約」し、「社会の総産業資本の平均利潤率を高く維持する作用をもちうる」ことを明らかにした⁴⁾。

なお、戦後、近藤氏自身が自らの「商業利潤節約説」を発展させて「独占資本に奉仕する国家機関」であることを解明し、従って農協民主化の課題は「勤労農民のエゴイズムが表面にでる」ことであるとした。

(2) また、「近藤理論」の継承・発展を意図しながらも、独自の見解を示してい

1) 協同組合および農協理論の展開については次の文献がある。

① 風戸伊著作『農協理論の系譜』(1973年)

② 足羽進三郎編『農協の現状と課題』(1974年)第6章第2節

③ 山田定市著『現在の農協理論』(1972年)

なお本章における理論の紹介、視点の設定にあたっては③の文献を参照した。

2) 近藤康男①『協同組合原論』(1934年)

②『続・貧しさからの解放』(1954年)

③『新版協同組合の理論』(1962年)

なお、「近藤理論」を継承・発展させたものとして代表的なものは次のとおり。井上晴丸(立田信夫)著『日本産業組合論』(1937年)一戦後復刻『日本協同組合論』(1949年)

3) 以上の引用は上記③の p.1、p.30、p.32

4) 同上② p.23

るものとして、美土路達雄氏の「農協の理論と現実」⁵⁾ があげられる。そのなかで、美土路氏は農協問題を解明していく際に商業利潤節約機能に限定することは適当でないとして、さらに進んで協同組合の原型を小生産者協同組合に見だし、また協同組合存立の理論的基礎を生産過程の中に求め、「協業」をもって協同組合一般を一元的に説明しようと試み⁶⁾、その上で、「協同の重層構造」——運動体、組織体経営体、資本体——を打ち出し、農協運動の運動法則を理論化した。

(3)ところで、山田定市氏が『現代の農協理論』⁷⁾ でユニークな見解を提起している。つまり、農民的経営における商品生産の進展を原動力にして、農協の成立・発展の契機と条件が歴史的に与えられる。そして、独占資本主義の段階になると、農協が資本主義の再生産構造の中で広範な役割を期待されて、農協は独占資本の支配系列化におかれる。そこでは、資本としての自立化を制限された手数料商人化の方向で再編成され、他方、農協の機能を規定するのは構成員の経済的性格であると主張している。

しかしながら、農協は資本の搾取・支配の機構としての経済的機能と、大衆的組織としての機能の2つの面をもち、後者の性格から農協民主化の役割を積極的に評価し、さらに、自主的な地域づくりのなかに位置づけ、農民組合、農協労働組合、地方自治体との連携を理論的に明確にした点は高く評価される。

(4)なお、全農協労連の『民主的な農協』⁸⁾ によって、従来「農民的な農協」と呼ばれてきた全国の実践例を農協労働者の立場から総括し、「民主的農協」という運動論的概念をもって、「農協のあべるき姿」が提起されている。そこでは「民主的農協とは農民の立場からは、農協の組織、事業、運営のすべてにわたって、なによりも構成主体である農民の要求を基礎に、民主主義のルールにしたがって、協同の力でその要求を実現する立場が堅持されていることです」。

5) 『農業協同組合』(1956年3月号～6月号)、のちに、美土路達雄著『働くものの農協論』(1967年)として公刊

6) 足羽編前掲書、p.228参照

7) (1973年)

8) (1976年)

また「農協で働く労働者の立場からは労働者の生活と権利が守られ、日常の労働が農民の営農と生活を守り発展させるのに、真に役立てられる立場が貫かれていることです」⁹⁾と、組合員農家、農協労働者のおおのの立場を止揚したものとして規定されている。

そして、さらに、5つの基準が具体化されている。すなわち、(1)地域の農業を守り発展させるとりくみ＝第1の基準とその基本的原則、(2)組合員の生活を守る活動の重視、(3)民主化の基礎としての民主的な農協運営、(4)農協労働者の権利の保障と労働条件向上への努力、(5)要求実現のための大衆的な運動と学習教育活動——以上の5点である。

(5)以上のような農協理論の展開をふまえて、今日における農協の組織上の特質を考察するうえで重視されるべき視点は次のように整理されよう。

第一は農協は単なる経済組織ではなく、広範な領域にわたって多面的な機能を果している。そのなかでも、組織体としての性格、さらにその形態上の特質を深めることである。それとともに、組織体としての性格が、農協の経済的機能を中心とする諸機能とどのように関連し合っているかを明らかにする必要がある。このことは農協の組織を構造的に解明し、その経済社会的な機能の総体を明らかにするために不可欠なことである¹⁰⁾。

第二は組織性を農協の歴史的発展過程との関連で深めることが必要である。この場合、二つの側面がある。一つは農協の構成主体である農家の経済的性格とその歴史的変化についてである。いうまでもなく、農協は農民経営を基盤とし、その生産力発展との関連で農協は成立し、発展してきた。従って、現段階における農協の組織的特質を解明するためには今日の農民経営の経済的性格を明らかにすることが不可欠である。特に、現在、一方の極に形成されている上層農家の経済的性格を明らかにすると同時に、他方の極に大量に存在している専業農家の動向とその性格を究明することが緊急性をもっている。

他のもう一つの側面はつねに農協論の前提となっている商業資本に関して、その機能、構造、形態変化を明らかにし、農協の諸機能、とりわけ組織的特質

9) 全農協労働編『民主的な農協』(1976年) p.35

10) 足羽編前掲書p.231～232参照

との関連を説明せねばならない¹¹⁾。

第三は、農協論の集約点は、農協の民主的運営の確立をめざし、その筋道を明らかにするということに帰する。この課題は、農協を農民の民主的経済組織として、その本来の役割を果たしうるようにさまざまなゆがみを是正してゆくことである。農協に対する農民の要求、期待がきわめて大きい今日において、農協運営の民主化は農協論の重要な課題でもある¹²⁾。

第3章 農協運動と地域組合の検討

——『農協運動の課題と方向』批判——

ここでは、すでに述べたように『農協運動の課題と方向』¹⁾について検討するが、そのなかでも、直接的には第2章「農協運動の新しい展開方向」が対象となる。この章では農協の組織、機能、さらには連合組織、農協経営にわたる提言（「展開方向」）がなされているが、ここでは農協の組織に関して述べられている部分、第1・2節に限定した。

〔1〕第一節で「農協運動展開方向検討の視点」が整理されている。何よりも「協同組合運動」をどのように理解するかが第一の問題になる。著者は「協同

11) 同上 p.234参照

12) 同上 p.235～237参照

1) 第1章(註13)参照。

『現代農業協同組合論』についての書評はいくつかあるが、それらの中で、最も高い評価を与えているのは佐伯尚美氏である。長文の引用であるが、参考として紹介しておく。「本叢書の出現によって戦後の農協研究は一つの新たな画期を迎えたといっている。その問題意識的確さにおいて、その分析の多様さと鋭利さにおいて、さらにはその結論の大胆さと明快さにおいて、本叢書は明らかに戦後の農協研究のピークを形成するものであり、いわば戦前の「近藤理論」にも比肩すべき戦後の代表作といっている」。佐伯尚美「農協論の現代的課題——桑原正信編『現代農業協同組合論』（全3巻）を読んで——」『経済論集』（東大経済学部）第41巻第2号

ところで、ここに取り上げた第3巻の本叢書における位置づけは「われわれの共同研究の終極のゴールであり、それ故に共同研究の成果が最終的に問われるのも本巻の内容の当否によるところが大きい」（第3巻p.9）とされており、本巻が重要な役割を担われていることがわかる。

組合運動が、本来、資本主義体制のもとでの『経済的弱者』の自己防衛のための運動である²⁾とし、その「経済的弱者」について「より具体的には、労働者および小生産者(農・漁民および小商工業者)である」³⁾と規定している。しかしながら今日この「経済的弱者」の性格は変化してきた。すなわち「高度に発達した資本主義社会において意識の面でも実体の面でも中間層化しつつある」⁴⁾。そして、その実態を6点にまとめて整理したうえで、「寡占支配体制下においてさまざまな側面で多くの経済的不利益をこうむっている」と要約し、結論として、『『経済的弱者』であるかぎりにおいて、彼らを組織基盤とする協同組合運動は、高度に発達した資本主義国においても十分存在理由をもちうる』⁵⁾と述べている。

しかしながら、協同組合論の展開にあたっては、「経済的弱者」(「経済的弱者」でない点に意味があるか否か不明)の階級的性格がより一層明確にされる必要がある。それがため「存在理由」なるものも説得的ではないことをコメントしておきたい。なお、このことは次の章で詳しく論じるのでここでは指摘にとどめたい。

〔2〕続いて、農協に限定せず、「協同組合運動」として一般化して、課題、役割、限界、展開条件などが順に述べられている。そのうえで農協運動に限定して、その基盤たる農業をめぐる諸条件の変化、農村社会の変化、組合員に関する条件変化などが整理されている。

そこで、組合員に関する条件変化は上述の点とも関係するので若干立入ってみたい。すなわち、第一に、「組合員の経済的格の異質化がますます進行する」と予測して、「組合員の期待の多様化が進展する」から「当面農協は事業活動の多面的展開」が必要である。さらに「異質化が進行した場合」、「同一組織内に包摂していることが可能かどうか」という問題を提起している。その問題意識は「協同組合における人的結合の基盤は、……経済的利害の共通性と

2) 『農協運動の新しい展開方向』p.51

3) 同上 p.51

4) 同上 p.53

5) 同上 p.57

それを基盤とする相互連帯感」であると主張している⁶⁾

第二に、組合員の所得、消費、知識水準の向上に伴って、「組合員の農協に対する期待が高度化してゆく」。したがって、「農協の事業・経営体制のいっそうの高度化が要請される」ことを指摘している⁷⁾

第三に「組合員である農民の意識構造が変化してゆく」。特に「農民特有の意識構造」が「消滅」してゆく。そこで、「組合教育と組合員組織整備」の展開が今後の課題であると述べている⁸⁾。

〔3〕次に、第二節で農協組織のあり方について二つの方向が検討されている。すなわち、「組合員の経済的格の分化とそれに対応する農協の事業活動の多様化」⁹⁾を動因として、農協の組織的性格の変化は「地域組合化の方向」と「それに対置されるものとして……職能組合として純化」¹⁰⁾する方向がある。

地域組合については前述したように明確な定義は未だ確定していない。しかしながら、従来の組合員農家のなかで、「脱農化」が進み、「従来の農協があわせてもっていた職能組合的性格と地域組合的性格とが分化してきたことに起因」している。そして、地域組合は「『農民』に限らず、現在脱農化しつつある『もと農民』、さらには地域内に在住する消費者や中小商工業者をもその組織対象とし、一方、事業活動においては、農業面活動と並んで生活面活動——消費者金融活動や共済活動、保険・医療活動をも含む——および地域社会建設活動——土地所有者を対象とする相続、斡旋、農住団地建設および開発金融をも含む——を総合的に展開する地域総合協同組合」¹¹⁾であるという構想を提起している。

この「地域総合協同組合」の組織対象、事業についての構想をみれば、これは、昭和45年に開かれた第12回農協大会の決議「生活基本構想」において提示

6) 同上 p.70~71

7) 同上 p.71

8) 同上 p.71

9) 同上 p.72

10) 同上 p.73

11) 同上 p.75

されたものであり、農協など、おのおのの協同組合法制を一元化し、総合経営方式の協同組合を構想したものとほぼ同一と理解すべきであろう。

なお、用語の使用法について前掲書の叙述においてはいわゆる地域組合と、上記の「地域総合協同組合」とを区別していない。もちろん同一であるとも述べられていない。従って、以下の叙述では「地域組合」の名称で一括している。

そこで、地域組合について検討すべき項目として、以下に紹介するような4項目があげられる。

(1)その第一は「異質化した組合員間の利害の共通性とそれに伴う連帯感、すなわち組織結合の紐帯となるべきもの」¹²⁾を検出し、それに応じて協同組合の組織再編をすべきであると提起している。つまり、利害の共通性や連帯感が存在する例として、「生活面活動については……共同経済活動を通じて生活を防衛してゆこうとする連帯感の生まれる基盤は存在しうる」¹³⁾。つまり、地域生協がその事例である。また、農業面活動のなかでも、「米作」に関しては専・兼業の違いを超えて「利害の共通する面が多い」¹³⁾ので、稲作生産組織も成立する。

ところが、「多様な事業活動による受益の度合が、組合員の経済的性格に応じていちじるしく異なり、全体としての組合員間の利害が一致しない場合」には「単一の組織として存立」¹⁴⁾しえないと主張する。例えば、「農業面活動に対して高度の期待をいだいている企業的農業ないしそれを指向する階層と、このような期待をもはやほとんどもっていない多数の組合員とのあいだ」¹⁴⁾には、利害が一致しない。しかし、過渡的、地域的には「広域合併によって農業面活動における採算性のある程度の確保と他の事業のいっそうの効率化が可能となるならば、地域総合組合が農業面活動の充実を行ないながら存立しうる基盤」¹⁵⁾がある。しかしながら、「よりいっそうの組合員の分化——実体面でも

12) 同上 p.75

13) 同上 p.75

14) 同上 p.76

15) 同上 p.77

意識の面でも——がすすむ場合」¹⁵⁾、しかも「それぞれの事業活動ごとに各階層の受ける利益の度合に大きな違いが生ずる」¹⁵⁾場合、同一組織としての地域組合は存立しないと述べている。

また、農協が行なっているもう一つの分野である生活面活動についても「本格的に展開されるならば、……やがては別個の組織として再編をよぎなくされる」¹⁶⁾と主張している。

こうして、分化・独立した協同組合は「経済的弱者としての広い意味での共通の利害を有していること、……(生産と消費を結合する)連帯が必要なこと」¹⁶⁾のため、「異種協同組合間協同」を行なうべきことを指摘している。

さて、「利害の共通性」や「連帯感」が協同組合に限らず、組織体にはすべてその要件となることは当然である。しかしここで三点を指摘しておきたい。第一に「利害の共通性」をとらえる場合、農協にとっても、農家にとっても長期的に固定したものととらえられない場合が多い。経済社会の変化に対応して、共通性も大きく変化する。まして、農家経済については農業政策の動向に極めて大きく影響を受けてきたことは詳述するまでもない。この意味で、一時的な現象や形態によって農協組織の改編を考えることは非現実的である。

第二に判断の主体は農協経営者ではなく、組合員農家でなければならない。そのために、農民の自主性を尊重すること、農家の階層性にもとづく諸要求を集約すること、その要求が正しく反映される仕組みを作ることが保証されなければならない。ところが、今日、農家の経済的性格は複雑化し、その要求も多様化している。そこで、農家の経済的性格の解明が緊急性をもっていることは多くの論者によって指摘されている。

第三に、実践的に解決されねばならず、客観主義的なとらえ方では、現在提起されている諸問題を正しく解決することにはならない。しかも、基本は農民の様々な運動(生産部会、青年部など農協内部の組織における運動、農民組合など)であり、この運動の進展によって、組合員農家の主体性も確立できるし、「利害の共通性」や「連帯感」も保証される。

16) 同上 p.78

(2)第二は、准組合員の問題が提起されている。この准組合員制度は農業協同組合法によって規定されており¹⁷⁾、特異なものである。それ故に、農協法に規定された意義やその後の実態との乖離をめぐって、今日的にどう位置づけるかなど議論が多い。しかしながら、前掲書では、鈴木博氏の見解を引用して「非農民的利害に支配されない農民の協同組織という建前と、当時の農協の現実とを調和させる措置」¹⁸⁾であったが、現在では「一部の都市農協にみられるような、准組合員が数のうえでも事業分量のうえでも正組合員を上回る」¹⁸⁾事態に直面していることを指摘している。

ところで、それらの准組合員を3つのタイプに大別している。第一のタイプは「従来の正組合員（農家）が農地の売却、転用などによって正組合員資格を喪失したもの」¹⁸⁾である。第二は、「事業資金、住宅資金などの借入資格を獲得する」¹⁸⁾手段として加入している地区内の商工業者および住宅所有者で、このタイプの准組合員が「もっとも多い」と推測している。第三は「生活用品購買事業を利用するため」¹⁸⁾の手段として加入する非農家消費者であり、このタイプは今後増加することを予測している。

しかし、「准組合員に運営参加権を与える」ことは「やがては、農業者協同組合と消費者ないしは一般住民協同組合——地域協同組合——との組織分化を促進する」。従って、「長期的にはこのような農協組織の再編成との関連において検討されなくてはならない」¹⁹⁾と主張している。

第一節で、三輪氏の見解に関しても述べたが、さらに、論点は2つある。一

17) 農業協同組合法では第3条で用語の定義を行なっている。つまり「①この法律においては、農民とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。②この法律において、農業とは、耕作、養蚕の業務（これに附随する業務を含む。）をいう。（以下略）」そして、第12条で組合員の資格を規定している。つまり、一、農民、二、農事組合法人並びに農業の経営（これとあわせ行なう林業の経営を含む。）及びこれに附随する事業のみを行なうその他の法人（以下略）。さらに、第16条によって、この第12条に引用した者（第1号、第2号）以外は「准組合員」とみなされ、「議決権及び選挙権を有しない」こととなっている。なお、第10条第4項で員外利用が一事業年度当り五分の一を超えてはならないことが定められている。

18) 前掲書 p.79

19) 同上 p.80

つは、准組合員の運営参加の権利をどのような形態で、どれだけの幅で保証するかという点である。このことについての実践例は現実には未だ、少ない。それは、准組合員の組織力が乏しいため、その成果はない。考え方としては上述のように整理されるべきであろう。

二つめは、准組合員のタイプ分けについて、特に第2のタイプはユニークであるが、その実証分析はこの章にも、本叢書の他の部分にも見られない。従来、准組合員に関する議論のなかでは全く見られなかっただけに、断定するには十分な検討が必要であることはいうまでもない。しかしながら、第2、第3のタイプについて、その意味を考えてみる必要がある。つまり、上述のような実態が広汎にあるとすれば、当初から「農業協同組合」への加入ではなくて、「貸出対象者リストへの登録」であったり、「店舗利用者としての登録」でしかない。基本的な問題は加入者側にあるのではなく、加入を受入れる側にある。つまり、何故、加入を認めるかという点であるが、結局、農協の経営安定、利益追求のために、顧客を確保するための手段となっている。もちろん、余裕金が大巾に、恒常的に発生する構造的要因によって、貸出先の無差別な拡大が日常化していたり、また、より利益率の高い購買事業（生活用品を中心に）を組合員の利用量を越えて設定したり、収益性から規模を決定したりするという倒置傾向が一般化していたら、これは是正されなければならない。

(3)第三に、「地域総合組合の事業・経営効率の側面からの検討がなされなくてはならない」¹⁹⁾。一般的には総合経営と単営のどちらが効率的かはいちがいに言えないが、「現在の総合農協は……組合の所有する人的・物的資源を有効に利用するためには、利用者が限られ、しかも季節的に利用量がかなりの差異のある農業面活動だけでなく他の諸事業をも兼営することが一般的には有利である」し、さらに、信用事業を兼営していることは「農協経営にとって大きなプラス」¹⁹⁾である。もちろん、「広域合併」が前提とされている。今後の事業部門の編成については「相互に密接な補完ないし補合関係をもち、かつその利用者が同一の経済的性格をもつ組合員であるものに限定したほうが、より効率的に事業を行ないうる」²⁰⁾と述べている。

20) 同上 p.81

ところで、現在の総合農協では多くの場合、経営安定のみを基準とした効率計算が行なわれているのが現実であるが、このような事態の本質を解明するに当っては、農協の商業資本的機能の実態と、商業資本の総体との関連を明確にすることでなければならない。とりわけ、流通再編成が進むなかで商業資本の動向は、商圏の拡大のような地域的な拡がりだけではなく、生産、消費を含めて組織化を図る（例、農工インテグレーション）などの、その活動領域をも拡大しているのが実態である。このような実態のなかで、農協は「手数料商人化」しており、様々な制約を受けざるをえない。問題を現象的、表面的な収支計算に矮少化することであってはならない。

(4)第四に、「現在の総合農協のもつ歴史的な性格からみれば、地域組合化の方向は、ある意味で必然的傾向といえる」。それは「地縁的連帯感を結合の紐帯」としていたからであると述べている。したがって「組織は当面そのままにしておいて——もっとも規模の拡大は必要であるが——事業活動＝機能を多様化させるという形で対応する」ことを提起している。その場合、「現行の農協制度は……農協の地域組合化を妨げる大きな制約要因とはなっていない」²⁰⁾ことも指摘している。

けれども、「非農民的性格の強い組合員の増大」や「非農業面活動の比重の増大」の傾向が、都市農協に限らず、農村地域にも強まり、全国的に広がってゆくとみている。そこで、「地域組合化の方向をさらに強力に推進しようとするれば、当然、制度の改正が必要とされよう。しかも、この制度の改正は、農協法の枠の中にとどまらず協同組合制度全体のなかで検討されなくてはならない」。すなわち、協同組合の「個々の法律の統合が検討されなくてはならない」²¹⁾と述べており、先に紹介した「生活基本構想」と同一の方向性をもっている。

しかし、問題の本質は農協の組織体としての性格、さらには組織の特質を明らかにすることでなければならない。しかも、歴史的変化を明らかにするとともに、他方で農協の経済的機能を中心とする諸機能とどのように関連し合っているかを明らかにする必要がある。

21) 同上 p.82

なお、「これからの農協の組織的性格」として、2つの具体的な構想が述べられている。すなわち、一般形態としては「広域総合農協」で、「当面は一部の極端に都市化した地域を除き、農業者を中核的組織構成員としながらも、土地持ち労働者の農民をも含み、さらに准組合員という形で地域住民——とくに消費者としての——をも包含する(広域)総合農協の形をとらざるをえないであろう」²²⁾というものである。もう一つは「専門化された農業経営が点的に存在している地域においては、……『超広域的』商品別専門農協組織が、広域総合農協を補完するものとして必要となる」²³⁾と考えている。

これら両者の前提条件は規模の拡大=合併であることは言うまでもない。だから、現在の総合農協の組織形態とは基本的には同一であり、ただ、今日でも推進されている合併を一層促進することがこの見解の支柱となっている。

さらに重要な点は、「広域総合農協」は「過渡期の組織形態」であり、農協をめぐる諸条件(特に、脱農化、農協の非農業面活動のウェートの増大)が現在と同じなら、やがては「組織の再編成——協同組合制度全体の改変を伴う——が必然的に要請」²⁴⁾されることが示唆されているが、具体的論述は全くない。

また、「過渡期の組織形態」を「農村地域」と「都市化地域」²⁴⁾に分けて、農協の組織形態が述べられているが省略する。

しかしながら、以上にみたように、前段で検討された筈の地域組合は霧散している。少なくとも、地域組合化に対する明確な見解は全くない。そして「広域総合農協」や「超広域的商品別専門農協」が「過渡期の組織形態」とされながら、もちろん、地域組合、職能組合との関連は全く言及されていない。「農村地域」と「都市化地域」の農協の組織形態と地域組合との関連も全く言及されていない。全く不可解な論理構成と言わざるを得ない。

22) 同上 p.84

23) 同上 p.84~85

24) 同上 p.85

第4章 土地持ち労働者と准組合員の構造的問題

——『地域農業構造の変貌と農協』批判

(1) 次に『地域農業構造の変貌と農協』についてみておこう。

まず、視角を次のように設定している。「組織形態を論じる場合にはなによりもその組織を構成する組合員の性格、内容について、とくにここ数年来の組合員の変貌について」¹⁾ 規定する必要があると述べている。

そして、方法については「農民層分解の方法を援用することによって……(農協の) 動態的組織形態論への展開の可能性を見出すことができるし、農協の機能論、運動論への理論的展望も見出すことができる¹⁾と、農民層分解論の有効性を述べている。

さらに、農協運動の展望に関しては、「自作農的土地所有の終焉」または「戦後自作農体制の崩壊」をまず認識することを前提として、「農地の利用権と所有権の調整」²⁾を図ることのできる「効率的・合理的な土地利用方式」を基礎におき、そのうえで「経済成長過程の農民層の動態と農業構造の変化とを正確に探りあてながら、地域農業の構造的再編とその確立」²⁾に取り組むことをビジョンとして打ち出している。

このように設定された視角と方法は著者らに先立って、諸論者によって強調されていた。その代表例としては、伊東勇夫氏が『現代日本協同組合論』のなかの第二篇で、「自作農的土地所有と農業協同組合の成立」、「改革後における階層分化と農業協同組合」などの章を設けて、詳細な実証をふまえて、理論づけを行なった。

さらに、山田定市氏は『現代の農協理論』を展開するに当たって、「課題」を7つに整理されたがその第1の課題は「農協の組織的な存立基盤をなす農民諸階層についてその動向を正確に把握し、その性格を明らかにすることである。いうまでもなく農民層分解は、農業・農民問題の出発点であると同時に帰結点

1) 今村・伊藤著 前掲書 p.4

2) 同上 p.5

に位置するわけであるが、いまや農協問題の解明もこの農民層分解の動向との
かかわりをぬきにして議論を深めることはできない。この点をふまえて、はじ
めて『農民のための農協』を追求する場合の『農民』の性格と構成が確定し、
議論の焦点をはっきりさせることができると同時に農協民主化の担い手を明ら
かにすることができるからである」³⁾と述べ、農民の商品生産の発展との関連
で、農協の機能や組織形態の展開を論述した。

ところで、今村・伊藤著書の視角と方法は叙述が簡単にすぎるが、このよう
な視角と方法を設定する場合に留意しなければならないことは、分解要因およ
びその構造について、資本主義の歴史的発展と関連させて、農民経営の経済的
性格、生産力形成、商業的農業の展開を明らかにし、それをふまえて、農協の
諸機能を検討する必要がある。さらに、論述の目的は、山田氏の指摘にあるよ
うに『『農民のための農協』を追求する』ことにあると同時に「農協民主化の
担い手を明らかにする」ことにおかれなければならない。

(2) 以上のような視角と方法のもとに、先ず、農民層の動向が論述される。

農民層分解の具体的状況を総括すれば、1970年以降における「中間諸階層
の解体激化はこれまでのわが国における標準的・中堅的な経営階層の崩壊を意
味」しており、同時に、それは「わが国農業構造の本格的再編のはじまりを示
唆」⁴⁾するものであるとみている。そして、二つの「二極分化」を実証する。
つまり、一つは「0.5ha未満層の滞留・増加と5ha以上層の急速な形成」⁴⁾を
展望させる階層間の激しい動きである。2つめは「専業農家と第Ⅱ種兼業農家
とへの二極分化」⁵⁾である。しかも、この「二極分化」は「東北、九州を除いた
本州各地域では「おおむね終了しつつある」⁵⁾と述べている程に、地域的普
遍性をもったものと主張されている。

次に、以上のような変化は「自作小農体制の解体変質を告げるもの」であ
り、それを端的に示す指標として「農地貸借の構造変化」⁵⁾がある。つまり、
1975年センサスの結果からみて「上層の借入れ急増、下層の貸付け増加が例外

3) 山田著 前掲書 p.21

4) 今村・伊藤著 前掲書 p.7

5) 同上 p.8

地域のない、動かない顕著な傾向となった」⁶⁾。この傾向の基礎は2点あり、その1つは生産力水準——単位当たり土地収益が大規模農家(3ha以上)で高くなっており、「借地して経営規模を拡大する可能性は高まっている」⁷⁾ことである。他方、0.5ha未満層の農家で、農外収入のみで家計費を充足できるだけでなく、「農外所得余剰……が、農業所得を上回る」⁷⁾程に、農外所得の絶対的上昇がみられることである。

こうして、「資産保有志向的土地持ち労働者」の「典型的な形態は、すでに経営の実態を失ない、土地を貸付けている恒常的勤務者」⁸⁾であると規定している。しかも、その外周には「耕作は継続しているが、実際の作業は個人や組織に委託している第Ⅱ種兼業の恒常的勤務者世帯が土地持ち労働者予備軍、もしくはその第二形態であろう」とみて、1975年センサスで見れば、「こうした『農家』が約190万戸、全農家の38%もいる」⁹⁾ことを指摘している。

(3) このような実証をふまえて、「もともと農民であった者が農地の貸借を通じて事実上非農民化している……構造的問題」¹⁰⁾が地域組合化を考える場合の課題として提起されている。すなわち、「単なる零細地主化した典型的『土地持ち労働者』は、制度上、法形式にてらしてみるならば、正組合員としての資格を喪失せざるをえない」¹¹⁾ということである。しかしながら、「こうした階層を組合員から排除するのではなく、逆に組織化することによって、農地の合理的、効率的利用と地域の農業生産システムの新たな展開が可能となる契機が与えられている」¹¹⁾と、現状肯定ないしは積極的利用の方向の見解を述べている。要約的に言えば、「農民層分解の動態にてらして農協の組織は地域組合化の原則にたちつつ」、「そのなかで分化・形成されてきている新しい農業志向農民層の要求を貫けるように」¹²⁾、農協内部の職能的組織の充実をはからねば

6) 同上 p.10

7) 『昭和50年度農業白書』より引用、今村・伊藤著 前掲書 p.10

8) 同上 p.11、14

9) 同上 p.11

10) 同上 p.12

11) 同上 p.13

12) 同上 p.14

ならないというものである。

〔4〕 以上のように、実証をふまえて論理的な見解が示されている。しかしながら、次のような疑問が残るのである。

農家の経済的性格を明らかにすることが地域組合化を考える場合にも不可欠であることは繰返すまでもない。しかし、土地持ち労働者という表現には、歴史的範疇として、特に変革のトレーガーたりうる主体として規定できるか否か大きな問題が残る。これは現在、論議が続いている基本問題の一つであるが¹³⁾、少くとも、戦後日本資本主義の発展に制約された農民層分解の産物で、日本的、奇型的なものと理解されねばならない。そういう理解に立つなら、過渡的な階層の動向に依拠して農協問題を考えることも、まして、組織再編を実施することも極めて危険である。

もう1つは、土地持ち労働者が准組合員となることはあっても、准組合員はすべて土地持ち労働者ではない。第3章で引用した准組合員のタイプ分けがそのまま妥当であるとは言えないまでも、農地を所有したことの無い准組合員、あるいは、すっかり失った准組合員は相当数にのぼるが、これらの准組合員が議論の対象から外されているのは、地域組合を現実化させている大きな要因の一つが、この准組合員問題であるだけに、無視しえない欠落と考えられる。

第5章 要約と論点のまとめ

〔1〕 高度経済成長の過程で、農業就業人口や農家戸数の急増にみられるような脱農化を典型とした農業構造の変貌と、他方、農村部の都市化、農家・非農家の混住社会化にみられるような地域構造の変化が急激に進んだ。それらの変動を促進したのが、戦後の農業政策の大きな変曲点であった農業基本法（1961年）であり、それを画期として進められ、農業の「近代化」を促進した農業政策の展開であった。

13) 日本農業経済学会—1976年度大会、農業問題研究会—1976年春季大会、1977年春季大会などのテーマ（兼業農家問題）、報告など

農業協同組合の地域組合化についての検討(1) (豊田)

この過程で、農協の地域組合化の方向が、その組織の再編成を射程に入れて農協系統組織内部から1960年代に提起され、しかも現実の農協運動の指針として一般化しつつある。

地域組合化をめぐる論議は1970年代初頭から起きてきたが、第一に農協のもつ諸機能の歴史的変化、役割、位置づけなどが、戦後の日本資本主義の発展過程のなかで明らかにする面での不十分さをもっている。第二に、農協の展開は経営の危機的状況を打開する方策として行政依存＝下請機関化を強める方向での経営「合理化」を、促進してきた。そして、商業資本の機能、構造、さらにその形態変化によって、大きな影響を受けてきた。こうした観点を更に深めることが必要である。第三に組合員たる農家の複雑な動向を反映して、多様な要求と期待が農協に寄せられている。それらの要求を重点的に農協運動にとり入れるための民主的な運営体制を実践的課題として提示するうえの弱さをもっている。

小稿では以上の論議以降に出された2つの見解をとり上げ、農協理論の展開をふまえて視点の整理を試みた。それは第一は農協の組織体としての性格、さらにその形態上の特質を深めることである。第二はそれを農協の歴史的発展過程との関連で深めることであり、二つの側面をもつ、つまり、農協の構成主体である農家の経済的性格とその歴史的変化の側面と、他方、商業資本の機能、構造、形態変化を明らかにすることである。第三は農協の民主的運営の確立をめざし、その筋道を明らかにすることである。

〔2〕 以上のような検討をふまえて地域組合化に関する論点は次のように集約される。

すでに述べたように、「近代化」農政のなかで、農業および地域構造の変貌によって、農協系統組織は経営の危機的状況に陥ち入り、その危機打開の方策として行政依存＝下請機関化を強める方向での経営「合理化」を進めてきた。相反するこの傾向は、農協が諸機能のなかでも流通機能を主眼としているために、流通構造から大きな影響を受け、商業資本との対抗関係のなかで、統一される。すなわち、従来から農協はその主な事業内容が購買、販売、信用事業などの流通業務であり、今日では農業生産活動も内容が豊富化し、それを実施す

る農協も増大している。他方で、流通業界の動きは流通再編成が進行し、大きな変動をもたらしている。ことに、スーパーマーケットの進出や百貨店の地方都市への進出などの圏域拡大にとどまらず、総合商社の活動領域の拡大、インテグレーションの進行など、活動領域を流通過程から、生産、消費にわたって組織化するなどの拡がりを見せている。政策的にも流通近代化政策が50年代中半から進められた。このようにみれば、農協経営の危機的状況はまさに、流通構造の内部で矛盾がしわ寄せされた結果であるといえる。

従って、商業資本との対抗、もしくは対応として地域組合化の方向も位置づけられる。ここに、地域組合の、客観的根拠が与えられる。したがって、地域組合化の第一の課題は、商業資本の分析を基礎として、それとの関連で現在の農協の機能と組織を歴史的に明らかにすることである。

第二に、商業資本の具体的な態様に結合関係をもつ、前述の経営「合理化」は農協の本質的屬性であるとはいえない。「近代化」農政に規定されているとしても、運動的なものである。従って、組合員農民・農協労働者の努力によって変更可能である。農協の民主化を獲得する客観的基礎はここに与えられているが、その変更を中心的に推し進める力は農民によって作り出されねばならない。そのことは農民的生産力の形成、それを内在させている農民経営を基盤として、その発展に積極的な役割を果すように、農協を位置づけることを意味する。そしてまた、農協の民主的運営の内容と方向を決めるのも農民自身である。ところが、前述したように、農協に対する農民の要求は、幅広い機能、役割を期待するものとなっている。それらのうちで何を重点的にとり上げ、その実現を図るかということは農民自身が自主的に決めるべきことである。そのためにも農協内部で民主的運営原則、運営体制が充分に確立していなければならない。(1978. 4. 28稿)